

当座勘定キャッシュカード規定

第1条 カードの利用

当座勘定について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、当該勘定口座について、次の場合に利用することができます。

1. 当組合の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座勘定（当座貸越金の返済を含みます。以下同じです。）に預入れをする場合
2. 当組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して当座勘定から払戻しをする（当座貸越の利用による払戻しを含みます。以下同じです。）場合
3. 当組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を当座勘定からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
4. その他当組合所定の取引をする場合

第2条 預金機による預入れ

1. 預金機を使用して当座勘定に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合所定の種類の紙幣に限られます。また1回あたりの預入れは、当組合の枚数による金額の範囲内とします。
3. 当座勘定についてカードによる預入れがあった場合には、当初お渡しした「現金自動預金機専用通帳」に「キャッシュカードご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

第3条 支払機による払戻し

1. 支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、小切手または出金票の提出は必要ありません。
2. 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額（本人が別途金額を指定した場合は、指定した金額。）の範囲内とします。
3. 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、その払戻しはできません。
4. 別途当座勘定貸越契約を締結している場合、カードによりその残高を超えて払戻しの請求があったときには、当座勘定貸越約定書の条項にかかわらず、不足額につき同約定書所定の当座貸越が自動的になされるものとし、その当座貸越金を当座勘定へ入金の上払戻しをします。

第4条 振込機による振込

1. 振込機を使用して振込資金を当座勘定からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定の払戻しについては、小切手または出金票の提出は必要ありません。
2. 前項の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作をされた後は、振込機による振込の訂正・組戻はできません。訂正・組戻が必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
3. 振込機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込は、当組合が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額（本人が別途金額を指定した場合は、指定した金額。）の範囲内とします。
4. 窓口営業時間終了後および当組合休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通

知を発信することもあります。

5. 振込金額と第5条の振込手数料金額、自動機利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、その振込はできません。
6. 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額、自動機利用手数料金額を「ご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときはただちに取扱店の窓口へ申し出てください。
7. 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他やむを得ない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第5条 自動機利用手数料等

1. 支払機または振込機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、当組合所定の支払機・振込機の利用に関する手数料をいただきます。
2. 自動機利用手数料は、当座勘定からの払戻し時に、小切手または出金票なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。
3. 振込手数料は振込資金の当座勘定からの払戻し時に、小切手または出金票なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。

第6条 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

当座勘定のカードにおいて、当組合は代理人カードの発行をいたしません。

第7条 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

1. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより当座勘定に預入れをすることができます。
2. 停電、故障等により当組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより当座勘定から払戻しをすることができます。
3. 前項の払戻しをする場合には、当組合所定の出金票に氏名・金額およびカードの口座番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
4. 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか、振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第8条 カード・暗証番号の管理等

1. 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ当座勘定からの払戻しを行います。
当組合の窓口においても同様にカードを確認し、出金票に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
2. カードは他人に使用されないよう保管して下さい。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理して下さい。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知して下さい。この通知を受けたときは、ただちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出して下さい。

第9条 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

第10条 盗難カードによる払戻し等

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カード盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - (2) 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当組合に対し、警察署に被害届けを提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 本条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ① 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - ② 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - ③ 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条 カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当組合所定の方法により取引店に届出てください。

第12条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に取引店に届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届出てください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第13条 カードの再発行等

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

第14条 預金機・支払機・振込機への誤入力等

預金機、支払機、振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

第15条 解約、カードの利用停止等

1. 当座勘定契約を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。また、当組合当座勘定規定により、当座勘定契約が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
2. カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり次第ただちにカードを取引店に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 第16条に定める規定に違反した場合
 - (2) 当座勘定に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - (3) カードの偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

第16条 譲渡、質入等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第17条 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当組合当座勘定規定および振込規定により取扱います。

第18条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するときまたは変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、変更することができるものとします。
2. 前項により本規定の条項を変更する場合は、本規定の条項を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を当組合のホームページに掲載します。
3. 前項に定める変更の効力発生時期は、当組合のホームページの掲載により預金者が変更を周知するのに必要な期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以 上

令和8年4月1日 現在